

校内不祥事防止委員会運営規定

福山市立明王台小学校

(目的)

第1条 この規定は、個々の教職員の教育公務員としての自覚と、法令遵守の精神の高揚を図り、校内における不祥事を起こさない体制を整えることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止委員会は、校長が指名した次の者をもって構成する。
・校長　・教頭　・教務主任　・生徒指導主事　・養護教諭

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止委員会は、校長が招集する。

(協議内容)

第4条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決済する。

- ①不祥事防止に関する年間計画の作成
- ②不祥事防止啓発の日常的な取組み
- ③不祥事防止のための研修の企画・実施
- ④その他、目的を達成するための取組み

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は、2010年（平成22年）4月1日より施行する。